

第六十八回国会 文教委員会議録 第十二号

昭和四十七年五月十日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 丹羽 兵助君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 西岡 武夫君

理事 鈴木 一君

塩崎 潤君

野中 英二君

吉田 実君

川村 継義君

三木 喜夫君

山原健二郎君

出席國務大臣

文部 大臣 高見 三郎君

出席政府委員

文部政務次官 渡辺 栄一君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省初等中等 教育局長 岩間英太郎君

文部省管理局長 安嶋 彌君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

五月一日

私立学校に対する公費助成の大幅増額等に関する請願外四件(辻原弘市君紹介)(第二八二三号)

同外四件(広瀬秀吉君紹介)(第二八二四号)

同(大久保直彦君紹介)(第二八六四号)

同外一件(山口鶴男君紹介)(第二八六五号)

同(田邊誠君紹介)(第二九一二号)

同(松本七郎君紹介)(第二九一三三号)

同(山口鶴男君紹介)(第二九一四号)

同(山口鶴男君紹介)(第二九一四号)

第一類第六号

文教委員会議録第十二号 昭和四十七年五月十日

同(山本幸一君紹介)(第二九一五号)

同(大原亨君紹介)(第二九二三号)

同外一件(山口鶴男君紹介)(第二九四一號)

同(齊藤正男君紹介)(第二九六一号)

同外一件(山中吾郎君紹介)(第二九六二号)

同(齊藤正男君紹介)(第三〇一一号)

同(山口鶴男君紹介)(第三〇一二号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一三三号)

同外二件(山中吾郎君紹介)(第三〇一四号)

女子教職員の育児休業法制定に関する請願(久保田四次君紹介)(第二八六三三号)

同(大原亨君紹介)(第二九二五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一六号)

公立学校における実習職員の身分確立等に関する請願(有島重武君紹介)(第二八六六号)

同(多田時子君紹介)(第二九二四号)

同(多田時子君紹介)(第二九三八号)

同(多田時子君紹介)(第二九六三三号)

同(齊藤正男君紹介)(第三〇〇九号)

同(多田時子君紹介)(第三〇一〇号)

四年制大学における養護教諭養成制度確立に関する請願(稲葉修君紹介)(第二八六七号)

同(福井勇君紹介)(第二八六八号)

同外十五件(中野四郎君紹介)(第二九〇七号)

育、ろ、養護学校の寄宿舎に勤務する教職員の身分確立等に関する請願外一件(日野吉夫君紹介)(第二九三九号)

同(三木喜夫君紹介)(第二九四〇号)

同(安里積千代君紹介)(第二九六四号)

同(小林信一君紹介)(第二九六五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

同(山田太郎君紹介)(第三〇一五号)

学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田実君。

○吉田(実)委員 この改正案は幾多の点で前進が見られますので私は賛成ですけれども、少しお聞きしたい点がございますので、御質問を申し上げたいと思います。

初めに、子供たちが非常にふえております市町村の小中学校の教室が非常に不足しております。また、いただいておる資料でも大体わかるのですが、ブレハブ教室あるいは仮設教室の現状、あるいはことしあたりこれくらいふえるであろうというふうな点をまずお聞きしたいと思います。

○安嶋政府委員 プレハブ教室の現状でございますが、お手元にお配りしてございます関係資料の三ページに数字が載っておりますので、ごさいます。が、四十六年五月一日現在の社会増地域の小・中学校の不足教室の数は、小学校におきましては七千四百一十一学級、中学校におきましては千五百七十五学級というところでございまして、これはいづれも普通教室の不足ということになっております。

この資料の趨勢からしてもおわかりいただけるかと思いますが、この不足教室の数量は、傾向をいたしましては漸増する方向にございまして、したがって、四十七年度におけるこの不足教室数もさらに増加するのではないかと、いふふうに推定するわけであります。

○吉田(実)委員 プレハブ教室におきます教育というものと、それからちゃんとした教室における教育というものと、その程度——子供たちに与えておる影響がブレハブ教室は悪いと思っておりますが、何かそういった点を調べられたものがありますか。

○安嶋政府委員 特にそういう点を調査したことはございせんが、私も実際に拝見いたしました。でも、ブレハブ教室は暑さ寒さの差が非常になはだしいとか、あるいは騒音を遮蔽することが困難なわけがございますから、まわりの騒音が教室内に侵入するとか、あるいは換気の状態が非常に悪いとか、あるいは床その他ががたがたしたしまして教育的に好ましくない状態にあるということとは、これは一般的にいえるかと思っております。

○吉田(実)委員 そういふ教室に対して、今後たとえは年次計画で解消していくとか何らか文部当局として対処策はございしますか。

○安嶋政府委員 こうした事態にどう対処していくかということでございますが、まず事業量の増加でございます。本年度予算におきましては、小学校校舎、中学校校舎、それぞれにつきまして事業量の増加をはかっておるわけでございまして、小学校校舎につきましては百二十二万平米を確保いたしております。中学校校舎につきましては、昨年度の事業量の四〇〇増の三十二万平米を確保いたしております。小学校校舎の坪数は前年と大体同じでございますが、中学校校舎は、ただいま申し上げましたように四〇〇増ということになっておるわけでございまして、これは児童生徒の急増の傾向が中学校に及んできたというよりな理由から、中学校の事業量の増大に主として努力をいたしたわけでございまして、これは小・中学校校舎全体の面積の増でございますが、実際問題といたしまして、この大部分が社会増地域あるいは児童生徒の

急増地域に充当されるわけでございまして、その結果は、ただいま申し上げましたような仮設校舎、プレハブ校舎を含む不足教室の解消に大部分が充当されるということでございます。それが第一点。

第二点といたしましては、小学校校舎の負担率、従来三分の一でございましたが、これを二分の一に引き上げるといふ措置を今回法改正としてお願いしておるわけでございます。これもただいま申し上げましたように、急増地域の事業に対する負担率の引き上げということに実質的にはなるわけでございます。それが施策の第二と申してよろしいかと思ひます。

第三は、前向き整備の点であります。これも今回法改正でお願いしておるわけでございますが、従来は一年半前向きであった。これを三年前向きが可能となるように法の改正をお願いしたいということでございます。

もう一つは校地の関係でございますが、プレハブ校舎の解消は、ただいま申し上げましたように、児童生徒の急増地域に主として見られる現象でございますが、急増地域における校舎の増築あるいは新築のために土地が必要なわけでございまして、この点につきましては四十六年度から国庫債務負担行為で六十億、予算といたしまして二十億円の金額を計上してまいりましたわけでございますが、昭和四十七年度予算におきましては、国庫債務負担行為といたしまして九十六億九千万円、その三分の一の三十二億三千万円を現金予算として計上されておるわけでございます。合わせて昭和四十七年度予算におきまして用地の購入費に対する補助は、前年度の一六二%増の五十二億三千万円ということになっております。

こうした一連の施策によりまして、プレハブ校舎の解消を含む不足教室の解消に対処してまいりたいということでございます。

○吉田(実)委員 ただいまの説明にございましたが、一年半を三年というふうな前向きの態度はたいへんけっこうだと思ひますが、もうちょっと具

体的に、そういうことによつてどの程度プレハブ的な社会増地帯の教室というものの解消が出来ますか。

○安嶋政府委員 プレハブの解消がどの程度可能かというところは、これは主としてやはり事業量の拡大に待たなければならぬ課題かと思ひます。一年半前向きを三年前向きにいたしましたという点は、これは小・中学校の増築の工事を合理的に進めたいということがその主たるねらいでございます。いま一年半前向きでございすから、一年半後に予想される増加学級が補助の対象になり得るわけでございますが、さらに三年後にも学級の増加、教室の不足が予想されるという場合にはそれをあわせて建築するということが建築経済上きわめて合理的である、したがって経費も比較的低廉にあがるということが期待できるほかに、こま切れの工事をやっておりますと、学校が常に工事の現場になるわけでございまして、児童生徒の教育上も好ましくない。それが一挙にやることによりまして、そうしたのべつ学校が工事の現場になつておるといふような事態が回避できる、そういう利点が一年半前向きを三年前向きに直す点から出てくるわけでございます。そのこと自体によりましてプレハブ校舎がどれだけ解消されるかというところは、ちよつとお答えいたしかねることでございますが、そういう工事の施行がさらに合理的、実地的になるということが前向き整備のメリットであらうかと思ひます。

○吉田(実)委員 次に、改正法案の第五条の第一項に、校舎等の前向き整備を行なう場合に、「児童又は生徒の数の増加をもたらし原因となる集団的な住宅の建設その他の政令で定める事情」というありますが、現在三百戸程度が一応の目標となつておるようですが、一体どの程度の集団を改正法案で考えているのですか。

○安嶋政府委員 改正法第五条第一項の「政令で定める事情」とございすますが、第一には「児童又は生徒の数の増加をもたらし原因となる集団的な住宅の建設、これは現行法にもこうした文言があ

るわけでございますが、これを踏襲をいたしております。この集団的な住宅の建設につきましましては、現行政令では一応三百戸以上の集団的な住宅といたつておりました。ただいまのところは一応三百戸以上という基準を踏襲したいといふふうに考えております。一年半前向きを三年前向きにいたしましたわけでございすから、考えようによりましては、三百戸ではなくてもっと大きな戸数でもいいのではないかといふような考え方も一方にはあり得るかと思ひますが、このプレハブ解消を促進するといふ意味におきまして、これは一応三百戸ということにしたいといふふうに考えております。

「その他の政令で定める事情」とございすますが、私も急増地域を拝見いたしましたすと、集団的な住宅の建設に伴う小・中学校校舎の整備は、比較的そのめども立ちやうございすので、計画的に整備が可能でございすますが、現場で非常に困つておられるのは、そういう計画的な集団的な住宅の建設ではなくて、バラ建ち住宅がかなりな量一斉に建築されるというふうな事態が見受けられるわけでございす。こういうものは予測も非常に困難な場合でございすますが、こうした点につきまして、今後事態をさらに詳しく調査をいたしまして、前向き整備の事由に加えていきたいというところを考へております。

ただ、その辺の調査がまだ十分ではございせんので、直ちに政令に掲げる事由に規定をするといふふうには、ただいまは考へておりませんが、将来はそういう展望を持つて対処してまいりたいというところでございす。

○吉田(実)委員 過密地帯の問題はその程度にしまして、次に過疎地帯で学校統合を行なう場合です。最近では変わったやうですけれども、私もちよつと困つたことが過去にありまして、それは統合する場合に、一つのところに吸収統合するやうなことは一時文部省が認めなかつた時代がありま

あつたのですが、それはいまありませんですね。

○安嶋政府委員 そのようなことはいまはございせん。

○吉田(実)委員 そこで、実質統合する場合と名目的な統合をする場合といふ問題があると思ひますけれども、そういう点はどういふやうに今回改正案で考へてすか。

○安嶋政府委員 現行法におきましては、統合校舎の整備につきましては、統合が行なわれた学校の校舎について補助をする、つまり過去形の場合に補助をするということになっておるわけでございす。ところが、実際はどういふことをやっておるか申しますと、形だけ学校を統合いたしまして、そして必要規模数を算定し、それに対して補助をするということになるわけでございす。形だけの統合ということになりますと、つまり実質は二校でありながら一校という形をとるわけでございすから、校長さんが一人になる。多くの場合、その二校はかなり距離的に離れておるやうなケースが多いかと思ひますが、一人の校長がそうした離れた二つの実質的な独立校を管理するといふやうな点にいろいろ問題があるわけでございすので、そういう点を避けて、今後は独立校を統合する場合には、そうした名目統合ということをやらないで、統合自体が条例で明記されておるとか、あるいは統合の時期が明確になつておるといふやうなものにつきましては、独立校のまま新しい統合校舎の整備についても補助をし得るということにしたいといふことでございす。

○吉田(実)委員 先般、あれはいつでございしたか、豪雪地帯の法律を改正しまして特別豪雪地帯といつたところに、いろいろ分校をつくるとか寄宿舎をつくるとかいふやうな場合の補助率はたしか三分の二に上がったのではないかと思ひますが、あいつた地帯は春夏秋冬の期間にはどうしても分校が要るわけですね。ところが、冬には四カ月も五カ月も豪雪に閉じ込められる。そういう場

合に、普通の基準でない学校の広さが必要なの
なんです。そういう場合にどう取り扱ひをさ
れるか、また、具体的にこの予算の中に、特
別豪雪地帯に含まれるという小学校——分校
もあり、本校もあり、寄宿舎もある
と思うのですが、そういうものは大体どのくら
いの予算を計上されておりますか。

○安嶋政府委員 豪雪地帯におきましては、通常
の基準的な面積のほかに、ただいま吉田先生が
おっしゃいましたように特別な状況があるわけ
でございますので、坪数をプラスをいたしてござ
います。これは特別豪雪地帯あるいは豪雪地帯と必ず
しもびたりと符合するわけではございませんが、
小学校の場合、一級の積雪寒冷地域におきま
しては、一学級当たり二十四平米のプラスをいた
しております。それから二級の積雪寒冷地域にお
きましては、学級当たり十平米のプラスをいたし
ております。それから小学校の屋内運動場ござ
います。たとえば一学級から三学級の場合、温暖地
でございまして二百七十七平米というのが基準面積
でございますが、一級、二級の積雪寒冷地域につ
きましては二百三十一平米という面積にいたし
ております。中学校もほぼ同様でございます。中
学校校舎につきましては、一級の積雪寒冷地域に
おきましては学級当たり二十四平米、二級の積雪
寒冷地域につきましては学級当たり十平米、それ
から屋内運動場につきましては、一学級及び二学
級の場合、温暖地の二百二十平米に對しまして
寒冷地は二百三十四平米、こうした坪数に上
のせをいたしておるのでございます。ほかに特殊教育
の小・中・学部につきましても、一、二級の積雪寒
冷地域につきましては、校舎、屋内運動場とも若
干の上積みをするというような措置を講じており
ます。

それから予算額でございますが、公立文教施設
全体の中で豪雪地帯分は百三十三億二千万円に
ございまして、四十六年度の当初予算の百一億円に
比較いたしますと、二・一増の二億二千万円
が増加計上されておまして、その事業量は七十

六万平方メートル、昭和四十六年度はこれが七十
一万平方メートルでございまして、約五万平米の
事業量の増ということになっております。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

それから補助率でございますが、六十四、六十
五国会におきまして、豪雪地帯対策特別措置法が
一部改正されました。その結果、小・中学校の分
校校舎、屋内運動場の増改築等につきましては
補助率が三分の二に引き上げられております。四
十七年度はそうした前提で予算を計上し、かつ執
行する予定でございます。

○吉田(実)委員 豪雪地帯の対象地域は、御案内
のように日本の五二%がその対象地域になってお
るのでして、それではたいへん意味がないとい
うことで特別豪雪地帯がつくられたわけですから、
私の質問申し上げておるのは、その特別豪雪地帯
に今度具体的にどれだけの学校なり予算が計上
されておるかということでありまして。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げました数字は豪
雪地帯分でございますが、実は特別豪雪地帯分の
みの数字をただいまちょっと持ち合わせておりま
せんので、さき申し上げましたように、補助率
を引き上げましたことに伴う上積み分の数字を御
参考までに申し上げますと、小・中学校の分校の
校舎、屋内運動場、寄宿舎の増改築に対する負
担割合の引き上げ分をいたしましては二千百万
円、それから小・中学校の分校校舎、屋体、寄宿
舎の改築の負担割合の引き上げによるかさ上げ分
が千三百万円ということでございます。この額
が特別豪雪地帯分には従来よりも上積みをして補
助されるということでございます。

○吉田(実)委員 都会のプレハブ校舎の子供も非
常にかわいそうですけれども、それ以上にかわい
そうなのはこの特別豪雪地帯の子供だと思いま
す。どうかひとつそういう点で、後ほどでけっ
こですけれども、特別豪雪地帯にこそしだけだけ
の措置が——いま局長のお話の二千万とか一千
万とかいうことでは、あの法律がつくられた趣旨
にも沿わないと思ひますので、こういう点はひと

つお考え直しをいただきたいと思ひます。

それから次に、学校はいま鉄筋とか鉄骨とか木
造とかいろいろな形でつくられておると思ひま
すが、私自身の経験のことを申し上げて恐縮ですけ
れども、昭和二十九年から三十年にかけまして私
の村で小学校をつくったのです。鉄筋にしたいと
いうことで、私その当時名目的な村長をしてお
たもので、それから文部省にお願いしたのですけれ
ども、農村地帯には鉄筋は要らない、どうしてそ
れは認めるわけにいかぬ、そういうことで補助対
象にはもちろんなりませんし、それから県が文部
省の方針に従って建築許可をおろさなかつたわけ
です。私は強引に建築許可なしに学校をつくりま
したけれども、私は必ずしも小学校は鉄筋にすべ
きだという考え方ではないのですが、いまはまさ
かそういうことではないでしょうね。農村地帯で鉄
筋の小学校は認められない、ついでこの間です、二
十九年から三十年にかけてのことなんです、局
長は内藤さんの時代だったかと思ひますが……

○安嶋政府委員 かつてはそういう扱いをした時
代がございまして、それは鉄筋、鉄骨造のワケが
非常に窮屈であつた時代のことでございます。そ
のころは鉄筋、鉄骨造は大都市の防火対策に役
立てたいということで、防火対策上特別な必要が
ある地域に限ってと申しますか、優先して鉄筋、
鉄骨造を割り当てておつたということございま
すが、四十七年度予算について申しますと、小学
校校舎の場合は鉄筋が九五%、鉄骨が五%とい
うことで、一〇〇%が鉄筋、鉄骨造つまり耐火造で
ございまして、それから中学校校舎の場合は九〇%
が鉄筋で一〇%が鉄骨造ということございまし
て、これも一〇〇%が耐火造ということになって
おります。

一々は申しませんが、そうしたことでございま
して、鉄筋、鉄骨造の予算積算上占める割合は九
七%でございます。したがって大部分が鉄
筋、あるいは若干でございまして鉄骨造がある
ということでございます。したがって、ただいま
おっしゃいますように、鉄筋、鉄骨造は大都市

に限り、農村には認めないというふうな方針は全
くとおつておられませんか、予算の実態もこのよう
になっておるということでございます。

○吉田(実)委員 現在の鉄筋、鉄骨の状態の表は
いたしておりますが、これを少しく御説明いた
だきまして、危険校舎というものは、いまのよう
な予算でございまして、大体何年間ぐらいで解消
できるか、そういう計画がありましたらお伺い
したいと思ひます。

○安嶋政府委員 校舎の全体の保有面積は一億二
千二百二十万平方メートルでございますが、このうち
木造が四七%というのが現状でございます。これ
が年々老朽化してまいるわけでございまして、そ
のほかに現在すでに要改築面積というふうに私ど
もが算定をいたしておりますのが五百八十万平
方メートルでございます。この五百八十万平米に、た
だいま申し上げました一億二千万平米の保有面積のう
ちの木造建物が逐次老朽化して要改築面積にさら
に上積みされていくということでございます。本
年度の危険建物の改築の事業総量は百万平米で
ございまして、したがって、現状のままで進行
いたしますと、五百八十万平米の要改築面積を解消
するためにはなお数年を要するということござ
います。

○吉田(実)委員 現在の木造の学校というのは、
特に戦後つくりましたものが御案内のように非常
に悪いわけなんです。私の出た中学校なんか、こ
れは松村謙三先生や正力先生が第一回の卒業生で
すが、七十年たつてもびくともしないのですね。
いまやはりそのままで学校に使つておるわけ
です。

そこで聞きたいと思うのですが、鉄筋なり
鉄骨なりの学校と木造の学校とが生徒の教育環境
に与えておる影響、そういう点についてどうお考
えか。もう少し詳しく申しますと、日本人は木造
の建物のほうがいいという考え方があつたわけ
です。故河合良成先生なんか、そういう考え方でシ
ベリアとの木材の貿易取りきめをやられたわけ
なんです。日本人というのは気候、風土からいつ

も、長い何千年の歴史の上からいっても、鉄筋や鉄骨の家や学校におけるよりは木造の家におったほうがいい、そういう考え方があるわけなんです。これはいろいろな理由があげられておりますけれども、たいへん長い間ヨーロッパ人のような石の家に住んだ人間ならばともかく、非常に長い歴史の上で木造と日本人との関係というのは非常に深いのですね。文部省は、いまの方針でもわかりますし、それからこの単価、大体木造の単価二万四千三百円です、こういふものじゃいまできないのですね。しかし、生徒の情操教育の上で、鉄筋の建物が大部分でも相当部分はやはり木造の建物でなければならぬ。特に特別教室等のいかによつてはそう考えられるわけなんです。これはあとで大臣にも質問したいと思いますが、政務次官、どうでしょうか、この問題についての御見解を承ればたいへんけっこうだと思ふのです。

○邊込米 政府委員 吉田先生の御意見は、いろいろな考え方がありますが、ただいま管理局長も御説明申し上げましたように、こういう生徒がたくさんで使います施設でございますから、火災であるとか、あるいは損傷でありますとか、安全でありますとか、そういうような面を全体考慮いたしますれば、できる限り永久建築あるいは耐火建築というような意味からいまして鉄筋構造にすべきが望ましいのではないか、そういうふうなわれわれとしては考えております。

○吉田(実)委員 私も全体としての建物はそれでいいと思いますが、たとえば作法室とかあるいはそれに類似するようないろいろな日本的な伝統というものはあるわけですが、そういうものの教育の場所なんかは、やはり鉄筋でしかも少しく日本化した——といっても新建材なんかでつくったものでは私はいけないと思うのですが、そういうふうな特別教室なりあるいは別建ての建物を学校によつてつくっておくところがありますが、そういうものを積極的に木造建築で進めるといふような考え方ですね、外は鉄筋、鉄骨でけっこうです。中身をそういう木材の建物にするというより、な

指導面でもあるいは内規でもいいですが、そういう考え方はございませんか。

○渡辺(衆)政府委員 私どもも現在そのような方向で進められておるといふふうに考えておりますが、原則としては、先生おっしゃいますように、一応の施設は耐火建築でやりますが、その内部の構造といえますか施設は、いまお話しのように、作法室であるとかそれぞれの目的に従いましてある程度木造を使用したような施設にするという考え方にはわれわれも全く賛成でございます。

○吉田(実)委員 政務次官の賛成の意見を聞きま
してたいへんけっこうだと思ひます。

そうなりますと、この建築単価というものを考え直していただかないと、いまの本造は大体鉄筋ぐらいかかるわけなんですよ。いま申しましたような新建材の燃えやすいようなものを使えばともかく、ちゃんとしたものを使う以上は鉄筋あるいは鉄筋以上かかるわけなんです。現在の補助単価ではいまのようなものをそれぞれの市町村でつくりにくてもつくれませんね。これは将来の問題としてひとつこの単価の改定をしていただきたいと思いますが、何か本造というものが安っぽくて悪いかのように考えられがちですけれども、アメリカではもう給与の高い人はみんな本造の家におるのですよ。これはもうはっきり統計で出ておるわけです。貧乏人が鉄筋の家におるわけです。一部でいいですから、私の申し上げたような、日本の

伝統に関するような教育をするところ、そういうところは必ず木造のものでやるような指導をひとつしていただきにと思います。

○安嶋政府委員 木造の単価の問題でございますが、これもお手元に資料を差し上げてございますものの一ページに校舎、屋体につきましてそれぞれ四十七年度の単価を掲げてあるわけでございますが、木造につきましては二万四千三百円というのが校舎の単価、屋体につきましては二万五千六百円というのが木造の屋体の単価でございます。それぞれ前年度に対しまして四・七％、四・五％の単価アップということになっております。

この単価の実際との開きでございますが、確かに吉田先生おっしゃいますように、鉄筋の場合が一六％のズレがございます。鉄骨の場合が二％のズレがございますが、木造の場合は、三三％のズレというふうなことでございます。実質単価に比べるとそうしたズレがあるわけでございますが、このズレ自体を是正すべきかどうかということにつきましては、補助金の単価というものが、いわば標準設計を前提にしておるという関係上、ずれておるから直ちに直さなければならぬということにはならないかと思ひます。しかし、こうした単価のズレというものが、しばしば指摘されておりますように、いわゆる超過負担の原因の一部にもなっておるわけでございますので、本年度におきましては、大蔵省、自治省等が中心になりまして、文部省等も協力をいたしまして、超過負担の実態についての詳細な調査が行なわれることになっておりますので、その結果を見てさらに単価の是正につきましては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

プ、鉄骨の場合が七％のアップ、木造の場合が四・六％のアップということになっております。この物価と申しますのは、内容的には資材費と労務費でございます。日銀の卸売り物価指数あるいは東京の小売り物価指数、労務費につきましては、労働省の勤労統計月報、それから建設業関係の生産労働者の給与費の単価の変動、そうしたものを根拠にいたしまして積算をしておるわけでございます。

○古田(実)委員　私もこまかい資料を持って御質問申し上げておるわけじゃありませんけれども、いまのお話を聞きますと、たとえば鉄筋等は協定価格が何か基準になっておるのじゃありませんか。今日鉄筋なんか協定価格では取引されておりませんよ。何割安という値段で使われておるわけです。そういう実態をもう少しお調べいただければ、実際に去年とことしと、木造の家と鉄筋の家を建てる場合のなには違っていますよ。ですから、だんだん単価も上がりまして、鉄筋も三万八千円くらいだ、これはほとんどこれでできます。

○古田(実)委員　たいへんこまかいことを言うよう
うで恐縮ですけれども、いま四・七とか四・五ふ
やしたからとおっしゃいましたけれども、鉄筋や
鉄骨は六・九とか七・何がしふやしてあるのだす
ね。これは世の中の実態と違えますよ。木造のは
うが大工さんが高くなっているののでよいふやす
べきなんです。いまの世の中の実勢と違った増加

ところが、木造が二万四千円ではこれはとてもで
きない。こういうことなんで、単に形式的な、い
まおあげになりましたような、そういうふうな数
字を基礎にされますところいうことになりがちで
すから、もう少し実態を調査していただいて、ぜ
ひ改定をいただきたいと思ひます。

それと、根本的に木造というものをいかにも小

率、いま局長おっしゃった四・七ぐらいの増加じゃないのです、木造は。これは逆に、鉄筋や鉄骨が四・七％台で木造は七％台だとかいうなら私も了承しすけれども、今回の増加率は相当な根拠によってやられたのですか。根拠があればそれを御説明を……。

それから今回は、小学校の校舎のほうはそれぞれ、

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕
○安嶋政府委員 今回の単価改定は、要素として二つございまして、一つは物価上昇を原因とするもの、もう一つは建築基準法の政令の改正に伴うものの二つになるわけでございますが、物価上昇につきましては、鉄筋の場合が六・六％のアップ

れ二分の一になるようで、これはたいへんけっこうですけれども、屋内運動場はどうなるのですか。

○安嶋政府委員　屋内運動場につきましては、従来どおり三分の一という補助率でございます。私どもこれを校舎並みに引き上げたいというふうに

は考えておりますが、今後とも十分努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○吉田(実)委員 小学校の教育においては遊びということが非常に大切なことです。ですから、少なくとも、中学校はまだあと回しでもいいですが、三分の一でもいいですけれども、まず小学校の屋内運動場というものは当然これは二分の一にしようというふうに思っています。これはぜひひとつ明年度、小・中ともできれば負担割合を引き上げる。それが不可能なら、少なくとも小学校はぜひやっていたように、努力を願いたいと思います。

○安嶋政府委員 おっしゃるとおりの方向で努力をいたしたいと思っております。

○吉田(実)委員 先ほど来いろいろ話が出ましたが、昔から国の何分の一負担割合というのでうにもわれわれ一番困りましたのは厚生省関係なんです。厚生省関係なんか、二分の一負担なんて、実際になにしてますと五分の一ぐらいにしかなっていないのが多かったわけです。徐々に改善されておりますが、文部省の学校も、これは廊下をつくったら学校がつくれぬというふうなことがよく昔からいわれておるのですが、最近の実態はどうなんですか。私、三年ぐらい前までは知っておりますけれども、ここ一、二年の実態の状況というものは知りませんので、先ほどおっしゃったような、鉄筋で一六%とか鉄骨で二一%とか木造で二三%というふうなもので、実際できるのかどうか。

つくっておるわけなんですけれども、最近、去年のことあたり、そういう点は少し改善されますか。

○安嶋政府委員 補助金と実際の事業のズレと申します。補助の状況でございまして、単価につきましても、先ほどお答え申し上げましたようなズレがあるわけでございまして、面積につきましても、補助対象坪数につきましてもほとんどこれは採択をいたしておりまして、約九八%程度の充足になっておるかと思っております。

それから、実際の事業に対する充足の割合でございまして、これが八七%程度になっておるかと思っております。

先ほど超過負担の問題について申し上げたわけでございますが、超過負担は面積のズレと単価のズレから出てくるわけでございまして、その実態につきましても、先ほど申し上げましたように、さらに詳細な調査をしたいということでございまして、ここで面積についてちょっと申し上げておきたいと思っております。面積につきましては、標準設計というものを前提とする標準的と申しますか補助対象は、最小限度必要な面積ということでございます。ところが最近では、教育水準の向上あるいは内容の向上をはかりたいという観点から、補助基準以上の建築が行なわれているというのが実態でございます。私どもは現行の補助基準でもちろん十分とは考えておりません。三十八年に文部省で研究対象としてつくった適正基準案というものもあるわけでございますが、なるべく早い機会にその適正基準案の示す水準まで引き上げていきたいというふうに考えております。具体的にはこの補助基準坪数の引き上げという問題にならうかと思っておりますが、今後の課題として前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○吉田(実)委員 大臣がおいでになりましたので先を急ぎますが、今度特殊教育の振興がはかられておりますけれども、どうも盲・聾だけが対象のようなんですけれども、一つ忘れられた分野にど

もりがあるわけですね。このどもりを私も何とかしたいと思っております。先生がああ当時千葉の大学でございましてかにかいにならない。よくよくどもりの教室を別に一つつくりましたけれども、今後、この学校はそんなにたくさん要らぬと思っております。やはり人口二、三十万単位に一枚くらいどもりの学校というものが必要じゃないか。私は自分の県の状態から判断しておるわけですが、どもりについて文部省はいままであまり積極的な教育方針なりあるいは対策なりというものは講ぜられておりませんけれども、どういうお考えなんですか。

○岩間政府委員 ただいま全国で言語障害の児童生徒が大体四万七千人ほどおるといふふうに私も調査ではなっております。そのうちで特殊学級あたりでめんどうを見なければいけない者が約一万人というふうに推計をいたしております。それから、そのうちで現実に特殊学級に収容いたしております者が二千七百七人程度でございまして、まだ言語障害全般についての施策ができていないことは御指摘のとおりでございます。

どもりの場合につきましては、そのうちの軽い部類に大体入るのじゃないかという感じがするのでございますけれども、中には聴覚障害を伴う比較的重いものがございます。そういうものは特殊学級で収容いたしまして治療しようというふうな考えでございまして、それからどもりの場合には、これは平均しまして一年ぐらいで大部分のものがなおっていくというふうなことでございまして、また、その治療の方法もこれは比較的明らかになつておる部類のものでございまして、私どもはできるだけ早い時期にこういうふうな言語障害というものはなおしていくということが本筋であらうというふうに考えております。

しかし、これは学校だけで治療するということがばかりではなくて、家庭でも気をつけていただく、両方一緒になってやっていただくということが必要じゃないかということ。それから、先ほど申し上げましたように、出現率が比較的ばらつきが多

いものでありますから、やはり学校をつくりましてそこに収容してやるというよりは、特殊学級をつくりましてそこでやるか、あるいは普通学級に収容いたしまして先生とか父兄が注意してやるか、あるいは、場合によりましては適当な指導の専門家によりまして治療をするとかいろいろな方法があらうかと思っております。私どもの方針としては、できるだけ年齢の若い、舌の固まらない時期にそういう対策を講じていく、一生、そういうものがありますと不幸を伴うものでございまして、そういう意味で早期教育、それからそれに対する適切な指導方法を、私どものほうである程度きめましてこれを普及する、その二つの方法でやってまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○吉田(実)委員 方針はけっこうですから、具体的にもう少し進められるとか、あるいはどもりの教室をつくった場合の補助、そういう点についてひとつ御検討いただきたいと思っております。

次に、養護学校につきましてはお尋ねしたいと思っておりますが、手元にいたしておりました資料に、大養護学校の実情、なお設置されていない県が書かれておりました。精神で七県、病弱で十一県、精神及び病弱のいずれの養護学校もなお置いてない県が十六もある、合計で三十四県に相なります。こういう未設置状況ですが、今度の改正というのはこの未設置の県を中心に考えての改正なんです。

○安嶋政府委員 今回の改正は、特殊教育につきましても二つあるわけでございまして、一つは、ただいま御指摘の養護学校未設置県に対する補助率を、当分の間、従来の二分の一から三分の二に引き上げるということ、それからもう一つは、特殊教育諸学校の基準面積を見直し一人当たりから学級当たりとするという点、その二点でございまして。先生御指摘の点はその前段のほうかと思っております。

○吉田(実)委員 たいへんけっこうなことだと思いますが、一番金のかかるのは肢体不自由児なん

ございまして、その達成率は八七・六％でござい

ます。
最近におけるこの計画の充足の状況でございま
すが、四十七年度予算におきましては充足割合が
二四％、四十六年度におきましては二四％、四十
五年度二〇％、四十四年度一八％ということでござ
います。したがって、この五カ年計画は四十
八年度、あと一年度を残すということでございま
すが、先ほど申し上げましたように、すでに八
七％というところまでいってあるわけでございま
して、近年の充足率が二四％ということございま
すから、そのとおりいきましてそれを上回る
ということになりますので、この辺で、一年早う
ございまして、第三次五カ年計画の改定について
検討してみたいというふうに考えております。

○木島委員 この五カ年計画によると、四カ年
で、すなわち昭和四十八年までの計画にかかわら
ず、小学校校舎は一〇〇％いって、そして、中
学校校舎は八五・六％、そして、屋体は、
中学校が七〇％、小学校が八四％、この数字から
すれば、これはちょっとひどい言い方だけれど
も、小学校の校舎は一〇〇％いっているんだか
ら、この数だけからいって、小学校は三分の一を
二分の一にするよりも、おくられているのは屋体で
すね、だから屋体のほうこそ二分の一に引き上げ
るといふことが、この数字からすれば出るのじゃ
ないかと思うのですが、どうなんでしょうか。

○安嶋政府委員 実は、この五カ年計画の小学校
の分につきましては、多少問題がございまして、
五カ年計画というところで全体坪数を三百九十九万
坪米というふうな当初算入したわけでございま
すが、この数字は、実際にございましては五カ年計画
ではなくて、三カ年計画しかこの中に計上され
ていなかったという経過があったようございま
す。したがって、ただいま御指摘のとおり、
すでに当初の計算坪数を一〇〇％充足をしてお
るというふうなことになるわけでございます。
四十七年度予算におきましては、この小学校
部分につきましては、実は若干の修正をいたしてお

ります。修正をいたして全体計画を計上いたして
おるわけでございしますが、先ほど申し上げまし
たように、そういう部分的な修正ということでは
なくて、全体的にこの五カ年計画というものを、
一年早うございまして、この際洗い直していき
たいというふうに考えております。

○木島委員 いまの御答弁では、全体五カ年で
もって小学校校舎は三カ年のものを五カ年に引き
延ばしたのですか。

○安嶋政府委員 ただいまちょっとお答え漏れし
た点でございしますが、なぜ三カ年分しか計上しな
かったかという点でございしますが、これは御承知
のとおり、近年社会増の要素が非常に大きいわけ
でございまして、社会増による必要坪数が、四十
四年度計画を策定した段階、つまり四十三年度の
段階におきましては、将来三カ年程度しか見通し
を立てることが困難であった。五年間の見通しを
立てるべきであったけれども、その時点までどう
いう推移をするかということがさだかに推計でき
なかつたものでございまして、さしあたり三カ
年分の需要量を計上いたした、こういうことでご
ざいます。

○木島委員 そういふ計画というものは、もしも
三カ年しか見通せないなら三カ年計画を立てるべ
きなんです。そうすると中学校も三カ年ですか。

○安嶋政府委員 そうでございします。
○木島委員 屋体はどうですか。屋体は五カ年。
しかし中心はやはり、予算からいって校舎です
よね。だから、屋体なり僻地なり統合なり、そう
いうものは特に五カ年でなければならぬという
理由はないのだし、小・中学校の校舎が三カ年し
か見通せないなら三カ年で立てるべきであって、
そうでなかったら計画というものの意味があまり
ないと思うのですが、どうなんでしょうか。

〔委員長退席、河野（洋）委員長代理着席〕
○安嶋政府委員 御指摘の点、私も全く同感で
ございします。三カ年計画というふうに割り切るか、
あるいは五カ年分を計上して五カ年計画というふ
うな全体計画にすべきであったかと思いますが、

何ぶんこういうことで進行をしておるわけござ
いますので、今後の課題といたしましては、来
年度の概算要求を目的に全体計画の改定を検討した
いというところでございします。

○木島委員 これは、いろいろ計画はありますけ
れども、大蔵省がもう五カ年なら五カ年というふ
うに認めた計画というか、来年度予算をつけま
すというものではないのですか。どういふ性格で
しょうか。

○安嶋政府委員 五カ年計画というものを策定
いたしまして、大蔵省がその全体計画どおりに予
算をつけるというものではございしません。その予
算積算の一つの要求のめどであり、大蔵省として
は査定のめどであるということございまして、
この五カ年計画は閣議決定によって確定をされた
という性質の五カ年計画ではございしません。大蔵
省、文部省間における一応のめどというところで
ございします。予算積算といたしましては、その五分
の一が正確に予算計上されるということでは必ず
しもございしません。むしろ前向きに予算計上され
ている部分もかなりあるわけでございます。

○木島委員 いまおっしゃるとおり、これはそう
いう形である限りにおいては、一応一年切り上げ
て、四十八年いよいよ来年度から新たに三カ年見
通せるものを立てる。これは三カ年しか見通せな
いなら、常にその時点で、昭和四十四年度なら四
十四年度で三カ年しか見通せないなら三カ年の計
画を立てるべきで、これはしよせん閣議決定など
はしない計画なんだからといって、あなた方が
めどにするものであれば、やはり確実なめどで
もって計画を立てなかつたら意味をなさぬと思
うのです。全部五カ年で、校舎だけは三カ年分の
ものを五カ年に引き伸ばした、こんな五カ年計画と
いうものはないと思うのです。そういう意味で
これは大臣、三カ年なら三カ年でいいから、ひ
とつ新たに三カ年計画というものを四十八年度か
ら一四十八年度までまだあと一年あるのですか
ら、しかしすでに小・中学校の校舎のほうは三カ
年で一〇〇％来てしまっているわけだから、そう

いう意味でこの改定をお命じになっていただきた
いと思ひますが、いかがですか。

○高見国務大臣 御指摘のように、非常にむずか
しい社会構造の変化がありますので、五カ年がい
いか三カ年がいいか、この問題につきましてはよ
ほど検討しなくてはならないと思ひますけれど
も、いずれにいたしまして、いま木島先生の
一番不満としておられるところは私は体育館の問題
だろうと思ひます。私も実は体育館の問題につ
いては非常な不満を感じておる一人でございま
す。これは来年は是非でも二分の一にしなけれ
ばならぬと考えておる一人でありますので、ど
ぞひとつよろしく御支援のほどをお願い申し上げ
ます。

○木島委員 いただきました資料の二ページ、
小・中学校の校舎の不足面積と要改築面積が、小
学校のほうは校舎では一〇％ぐらい、それから中
学校は八％ぐらい。ところが屋体のほうは、小学
校は不足面積と要改築面積が約半分以上ですね。
そして中学校のほうは二五％、四分の一ぐらいで
しょう。だから小学校のほうははるかに屋体の必
要度が迫られているということ。だのに屋体
が、中学校が二分の一で小学校が三分の一だ。こ
のまま据え置かれるというのは、今回こういう法
律を改正するというのはあまりにもお粗末だと思
うのです。やるならもう少しきつと、少なく
とも、私はまだありますよ、ありますけれど
も、屋体ぐらゐは入れるということではなければ
この法律を出したところの——それはあなた方か
らいえば、大蔵省が認めなかつたんだから、せめ
て長年の計画でもってこれだけ認めさせたんだか
らとおっしゃるでしよけれども、われわれから
すれば、これほど明確なものがなぜ認められない
かという不満が残ります。これは大臣が来年はぜ
ひとおっしゃるのでありますから、これ以上質問
いたしません。
それから、要改築面積、これは要するに一般に
いう危険校舎ですね。これがなおこれほどある。

なぜ危険校舎がこのようにあつて改善されないか、その原因は何でしょう。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、危険校舎の改築は年々百万平米程度ずつ行なつておるわけですが、保有面積一億二千二百二十万平米のうち木造がなお四七％あるということでございます。これが年の経過とともに危険校舎あるいは要改築校舎の中に入つてくるわけでございます。そういうことで、改築を促進したいとしておりますが、一方、要改築面積が増加しているというふうな関係で残坪数は必ずしも減つていかないというところでございます。

○木島委員 ことに財政的に苦しい市町村に危険校舎が多いと見るべきではないでしょうか。だからこそ三分の一が二分の一にこの際引き上げられないのだから。これは大臣の答弁はわかつてるんですよ。文部省は、われわれは希望するんだけれども、大蔵省が認めなかつたんだ、こうおっしゃるんですよけれども、大臣が方針演説をなさつたときに、これは学制發布してから百年の記念すべき年だ、就学の量はふえたけれども、これから質の改善だとおっしゃつていらつしやいますね。その質にはいろいろあつたけれども、少なくとも最小限の質は校舎だと思ふんですよ。たとえばユネスコの教員の地位に関する勧告の百九項は、生徒と教員の健康と安全を脅かさないように学校施設が適正に維持されることを保障しなければならぬ、とある。そういう危険校舎、安全が保障されない、脅かされる、そういう中では少なくとも早くやつてやらなければならぬというものは、学制發布百年だということをおぼろげにおっしゃられる、そして質的な改善をするという限り、少なくともこういうものは解消するといふことが、せめてことし学制發布以来百年の——そして校舎だけが二分の一になるなら、なぜこつていふことができなかったんだらうという不満が残るんです。答弁ありますか。

○安嶋政府委員 危険校舎改築の補助率が三分の一であるという点でございますが、これは実は小

学校の校舎と屋体の場合とや事情が異なりまして、文部省も一応三分の一というところで年来要求いたしておるわけでございます。それはどういふことかと申しますと、校舎、屋体の増築の場合、これは前向きに事業を推進するということがなわけでございます。つまり事業を拡充するということがなわけでございます。そういう意味で臨時費的な性格がかなり強いわけでございますが、危険校舎の改築となつて、これはいわば一種の償却費的な性質はそういう意味におきまして経常費的な性格がかなり強いわけでございます。そういう意味におきまして、新増築の場合の二分の一とや異なりまして、三分の一の補助をやつてきています。こういうことでございます。地方負担につきましては、これは起債なり交付税なりでそれぞれ措置が行なわれてゐるわけでございます。全体としての財源措置は、三分の一の国庫補助を前提とした全体としての財源措置が行なわれている、こういうことでございます。性質的な違いが一つございます。

それからもう一つ、この際質の改善をはかるべきではないかという点でございますが、それは全くそのとおりだと思います。現在危険校舎のいわゆる耐力度の点数でございますが、これは先生御承知のとおり四千五百点というところになっております。これを五千点まで引き上げてもいいというところが一般の要望としてあるわけでございますが、私もその点については前向きでひとつ対処をしてまいりたいと思つております。現状では大都市、特に震災対策という観点から一部四千五百点以上五千点までのものを対象にしておりますが、現状では一般的に対象にするところまで至つておりません。

それから、もう一つつけ加へさせていただきます。補助率のアップということ、あるいは基準点数の引き上げということ、これはいずれも重要な課題でございますが、先ほど御指摘がございましたように、要改築校舎というものはまだ数百万坪残つておるといふ現状でございます。です

から、私どもとしてはいろいろなことをやりたいわけでございますが、当面の目標としては、むしろ事業量の増加ということに重点を置いてきたというところでございます。今後もちろん事業量の増加をはかつていきたいと思つていますが、その内容の改善にもさらに前向きに努力をしていく、こういうことであります。

○木島委員 後段の四千五百点を五千点に御努力いただくことを御要望いたしますけれども、さつき私が地方財政の苦しいところに多いだろうと申し上げたのは、それは起債や交付税で見るといふならば、元来補助金要らぬじゃないかといつてもいいことになるんです。それだったら小学校の三分の一を二分の一に変えなくてもいいんですよ。それは理屈にならない。やはりこれは地方財政が苦しくても、安全が脅かされるところに子供を置いていけないうい理念に立てば、私は補助率を上げるのが——文部省の要求もないというところにさらに不満が出るのですが、どうでしょう。

○安嶋政府委員 地方の町村の財政力を基準にして補助率をどう考へていくかということは、これは国、地方を通ずる財政のかなり基本的な問題かと思つております。そうした財政力の調整というのは、これは先生百も御承知かと思つていますが、交付税という制度でその間の調整をはかるというのが現行のたてまえでございます。個々の補助金におきまして、町村の財政力、負担力に応じて補助率に差等をつけるということは、全体の制度としては現在そういう考へ方はとられていないわけでございます。現段階におきましては、文部省がそこまで踏み込むという点については、もう少し慎重に検討させていただきたいというふうに考へます。

○木島委員 時間の制約がありますから、先に進みます。

次に資料三ページに、不足教室が年々急増しておりますが、これは原因は何ですか。

○安嶋政府委員 これはやはり大都市ないしはその周辺に対する人口の集中、あるいはそういう地

域における大規模な集団住宅の建築等であらうかと思つております。

○木島委員 ここに応急措置として、特別教室なり仮設校舎、その他がありますけれども、これは応急措置ですよ。しかし、一方においてはたいへん急増が今後も続くわけですから、こういう応急措置でなく、本格的な解決の対策というものをもちこたへていただきます。

○安嶋政府委員 恒久的な解決策をいたしましては、これは事業量をふやしていくということ以外には私はないと思つております。ほかに本年度の施策をいたしましては、先ほど申し上げましたように、前向き整備の問題であるとか、あるいは土地の購入費に対する補助の増額であるとか、そういった一連の施策を講じておるわけでございますが、ただいま先生御指摘の不足教室の解消ということ、これは事業量の拡大に待つ以外にはちよつと手がないういじゃないかというふうに考へます。

○木島委員 児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費、これの補助対象というものは何ですか。

○安嶋政府委員 考へ方としては建物と土地の両方でございますが、建物につきましては現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法で負担対象にいたしておりますので、それはそちらの措置にまかせまして、実質は土地についてだけ補助が行なわれるというところでございます。

○木島委員 不足教室がいれば過密地帯に多い。だからこその用地の補助とそれ以上に建てること、校舎の補助ということが一応の方針になつておるわけですね。それなのに、用地のほうは対象にするけれども、実際には校舎の建築は一般だとすれば、この不足教室をなくするといふ方針は不足しておるという感じがいたしませんか。いまの予算でいいのか。これはやはり急増地帯としての補助率もありましよう。事業ワケもありましよう。そういうものを考慮しなかつたら、過密地帯におけるところの不足教室の解消はならぬのじゃないかと思ふのですが、どうでしょう。

○安嶋政府委員 先ほど事業量のことだけ申し上げましたが、そのほかにやはり補助率の引き上げという問題があるかと思ひます。実は今年度予算を要求いたします際に、自治省が中心になりまして、文部省、厚生省等の学校施設、保育所施設あるいは上下水道、じんあい処理施設、消防施設、そういったものを通過して補助率の引き上げをしたいという方向で折衝いたしたわけがあります。本年度のところは、さつき申し上げましたように、小学校三分の一の補助率が二分の一に引き上げられたというところで、実際の効果を期待をいたしましては、こをおさめたわけですが、今後とも過密地域に対する校舎建築費の補助率の引き上げという点については、十分前向きで検討してまいりたいというふうに考えます。

○木島委員 ほこをおさめたのか、おさめさせられたのかわからぬけれども、ちよつと腰の弱さに怒りがあるからこつと質問をしているのです。その次に、一般的に学校の用地については補助金がないのはどういふ理由ですか、グラウンドも含めて。

○安嶋政府委員 用地は校舎等と違ひまして、いわゆる償却資産ではございません。そういう観点から、長い間用地に対しては国の補助というものが行なわれていなかったわけですが、昨年度からは、とはいふものの、過密地帯の校舎の不足というものの実態を放置できない、そういう観点から新たにこの制度を設けたということでございます。

○木島委員 確かに償却資産ではないからということ、すつといふまでも伝統的にあるのですけれども、それでは聞きませんが、一体小・中学校の設置基準というのはどういふことなですか。たとえば、法的には、大学がある、短大がある、高専がある、高等学校がある、幼稚園の設置基準が法律にあります。義務教育の小・中学校だけでは設置基準がないですね。あります。ないでしゅう。これはどういふ理由ですか。

○安嶋政府委員 これは初中局所管の事柄かと思ひます。小・中学校につきましては設置基準がない、その理由は、設置基準と申しますと、これはいわゆる学級編成、教員配当の基準、それから施設設備の基準というものが実質的にその内容になるかと思ひますが、学級編成の基準あるいは教員配当の基準につきましては、御承知のとおり公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律というものがございまして、設置基準という名称は冠してはおりませんけれども、実質的にはそういう法律があつてカバーされておる。それから、施設につきましては、これは厳密な意味では設置基準ではございせんけれども、ただいま御審議いただいております義務教育諸学校施設費国庫負担法の補助基準というものがございまして、これが一応の設置基準の役割も果たしております。それから、設備につきましては、これは法令の形式は整えておりませんけれども、文部省の指導上の基準といたしまして教材費に関する各種の基準がある。そういうことで、設置基準といふ一体的な法規はございせんが、実質的には……

（木島委員）「なぜないのですか」と呼ぶ。これは実質的にはたまだいふ申し上げたような形でカバーされております。

なぜないかということでございますが、これは文部省もなかつていいということを考えているわけではございせん。学校教育法系統の法令におきましては、そうしたものがつくられることを前提にしておるわけでございますが、実際問題として、現状ではなかなかそこまで検討が行き届きかねておる。一方、実態は先ほど申し上げたような形で一応カバーされておつて特に支障もないのではないかと、こつとこつと思ひます。

○木島委員 私、さつき言うように、設置基準といふのは大学にも短大にもある。高専、高等学校、幼稚園にもある。しかし、一番大事な義務教育に、法律なり法体系としてはたいへん欠けていふところがある。それでは、いまあなた実質的にとおっしゃるけれども、グラウンドの規定はどこかにあります。校地はどのくらいなければならぬという規定はどこかにあります。

○安嶋政府委員 これは特に法令の形をとつた基準はございせんが、文部省が定めております指導基準というものがございまして、それで各種の指導を行なつておるというところでございまして、○木島委員 だから、そうなれば大学も、高専も、高等学校も、短大も、幼稚園もそれでよろしい。文部省の文部行政としての一貫性がないじゃないですか。私立小・中学校を認可する場合にどういふ基準で認可しますか。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたような公立学校に関する基準を基準にして認可しておるはずでございます。

○木島委員 大臣、どう思ひますか、一貫性のない点。

○高見国務大臣 これは明治の初めから義務教育制度をしきりました際に……（木島委員）「言いわけはいひです、前向きに」と呼ぶ。お話しはよくわかりました。確かに何かしつと云へばおかし。しかし制度の内容は、一応のことはつくつておるという意味においてはお検討さしていただきたと思ひます。御指摘のように、あるいは制度の上でやる必要があるものなら、これはやるべきであるという考え方はあります。

○木島委員 いま、たとえば学級編成なら学級編成といふことから言へば、一定の教室の規模があるから、校舎なら校舎といふことが想定できるじゃないかと言ふ。あるいはグラウンドならグラウンドは指導があるとおっしゃるけれども、しかし、それはどこまでも強制力はありません。しかし、他にはあるのです。おのの設置基準があるのだから、義務教育以外に強制力はあるのです。とすれば、これは一体なぜないかという点がたいへん疑問だと私は思ひます。大臣、変だといへば変かもしれない、売りこばに買ひこばに買ひたいにおつしやるけれども、少なくとも義務教育における校舎さえあればいいというものの考え方が多分に出てきている。過密地帯なんかやむを得ずグラウンドにプレハブを建てておるわけでしょう。子供が遊んでないでしゅう。私は、できれば校舎にふさわしい適当な用地というものが緑に囲まれてあるべきだと思ひます。なければならぬ。ことに義務教育なんかはなければならぬ。だけれどもその基準がない。他の学校にはある。どうしても理解しかねるのです。ほんとうにこれは前向きに検討しませうか。

○高見国務大臣 これは私立に對しまして一応の基準を示すというものは、公立の基準を基準として示しておるのであります。ただ、ただいまお話しの問題につきましては、私も前向きにひとつ検討してみようということをお約束申し上げます。

○木島委員 この法律の第六条には「教育を行なうのに必要な最低限度の面積として政令で定める」とある。このいわゆる補助対象、補助基準は最低限度ですね。

そこで、先ほど吉田さんの御質問の御答弁に、適正基準案といふものを持つておるとおっしゃいました。これはどういふ意味をなすのですか。先ほどあなたは、設置基準がないから、したがつて補助基準が一応のめだとおっしゃつた。しかし、これは法律では補助基準は最低としてあるわけですが、したがつて、適正基準案といふものはどういふ機能を果たす役目を持つておるのですか。

について補助を行なつておるということでございます。先ほど申し上げましたように、国としてはこれが必要最小限度の面積だということを、補助基準という形でございまして示しておるわけでございますから、学校を設置する場合には、少なくともこれだけの面積は必要である、こういうことになるかと思ひます。

一方、適正基準案は、これはただいま申し上げましたように、三十八年の時点においてではございまして、望ましい基準ということではございまして、文字どおり望ましいということではございまして、そこまでいければベターであるというふうに考へます。

ただ、先ほどちょっと申し上げたわけではございますが、現行の小・中学校の補助基準というものは、これはたしか三十九年にできたものでございまして、日進月歩の教育の現場におきまして、この補助基準でいかうかというところは、これは問題であらうかと思ひます。私どもはこの三十八年の適正基準案というものを一応のめどにしながら、現行の補助基準の改定ということにつきましましては前向きに検討してまいりたいというふうに考へております。

○木島委員 先ほど吉田さんから超過負担の話が出ましたね。ここだと思つたのです。適正基準を示して指導をして、しかし補助対象は最低限。さつき超過負担がいろいろ出ましたから私もそれに触れますけれども、超過負担にはこれは数量の差と単価の差の二つがありますね。この単価の差はさつき吉田さんから話が出ておりました。しかし、いま私が言つておられますのは数量差でありまして、超過負担にはそのほかに対象にすべきものを対象にしておらないという差がありますね。この三つが超過負担の分類だ。先ほど吉田さんがおっしゃつたのは単価差であります。しかし数量差というものは、最低基準を補助対象にしておるわけに、実際に学校を建てるのに指導は標準値を言つてゐるわけでしょう。それには数量差の超過負担が出てくるのは当然であります。政府は超過負担

担をなくする、なくするといつて、たとえば昭和四十三年の予算編成時、やはり水田さんが大蔵大臣で自治大臣が赤澤さん、あのときに、やはりさつきおっしゃつたようにことはやるとおっしゃつた。ことしも超過負担の実態を調査するための予算がついておられますけれども、同じ予算をつけて、一年間やつて、三千年でもつてなくするという方針だった。幾つか手がとられたけれども実際にはふえておる。今回また調査するとおっしゃる。調査してやつたつて、単価は上がるし、数量はだんだんとよけいになるのですからね。そういう規模になつてくるから数量はよけいになる、面積は広くとるようになる。だからふえてくるのですよ。そういう問題があるにかかわらず、学校をつくるには標準基準でやれ、そして補助単価は低い。政府みずから、文部省みずから超過負担を拡大するような指導をしておるということになりませんか。

○安嶋政府委員 ただいまの御質問にお答えする前に、いまの御質問に関連のあることで、先ほど吉田先生にお答えをいたしました数字にちよつと間違ひがございしますので、訂正をさせていただきますと思ひます。

それは、先ほど実施面積に対する補助割合は、私は八七％というふうに申し上げたかと思ひますが、実は七九％でございまして、これは四十三年度の実施面積と補助面積の割合でございまして、先ほど申し上げましたように、その後超過負担の調査が行なわれております。本年度行なうというところでございまして、この間の実態が本年度は明らかに不足でございまして、四十三年度の数字は八七％ではなくて七九％でございまして、適正基準案と最低基準案との関連でございまして、確かに先生御指摘のような点は、私どもも非常に心配をする点でございまして、したがひまして、現行の基準につきましましては、今回の超過負担の実態調査の結果も見ながら、さらに前向きで検討したいということではございまして、文部省はただ、実際の指導といたしましては、

適正基準案でやれやれと言つてゐるわけではございません。ただ文部省の検討資料として、将来の補助基準の改定の材料として、一応こういうものを研究し、作成したということではございまして、この面積で現場に対してぜひやるようにといった指導をしておるわけではございません。

○木島委員 そこまでいくと、またさつきに戻つて、それでは私立学校の用地はどうなんだ。用地は最低基準の中に入らないのですよ。施行令の中にならぬ。だから、やはりこういうものがあるから認可できるのではありません。指導できるのではありません。だからこれは一定の指導目標でしよう。そうでなかつたら私立の小・中学校の認可はできませんよ。認可基準ありませんよ。グラウンドがなくたって、遊び場がなくたって、小・中学校を認可することができるといふことになりませんか。それはそうならないはずで、当面理解いたします。

そこで、ことに私は、単価で言いますと、さつき吉田さん言われたように、知事会で出しました数字で言いますと、単価差では、小学校の校舎は鉄筋で補助単価が三万二千九百円、もろろん平米。ところが、実績単価が三万九千五百円、超過負担六千五百円と出ております。すなわち、パーセントで一八・七％、こゝし上げたとおっしゃつた鉄筋が、うんと上がった、つまり三万八千六百円といへども、実績単価の三万九千五百円より低い、これは昭和四十五年の調査ですからね。中学校の場合も同じことです。それよりも私は、いま言つてゐるのは単価差でなくて、数量差の問題です。といひますのは、すなわち、知事会でもつて出しております調査によりますと、昭和四十五年の義務教育施設費総事業量が九百六十一億のうち、単価差が二〇・一％、百九十三億、数量差は三四・八％の三百三十四億、これを合算しますと五四・九％、五百二十七億の超過負担と知事会が言つておる。この数字が正しいかどうか、これは問題がありますけれども、だから私は、単価差よりも数量差のほうがよけいだと

言つてゐる。ここに私がいま質問してゐる根拠があるわけですよ。

時間がありませんから、十二時半までという理事会のお話ですから話を進めますが、ですから、やはり最終的には施行令を変えるということにならなければいけません、あるいはこの法律を出すときに、最低限といふことは取らなければいけません。最低限といふのは取つて、あるいは標準なら標準にする、ぼくらは理想とすれば違ひと思ひますけれども、とすることによつて政令を変えなければいけません。施行令を変えなければいけません。これは早急にやらなければいけませんと思ひますが、いかがですか。

○安嶋政府委員 最初に超過負担の問題についての知事会の資料でございまして、これは先生御指摘のとおり内容でございまして、私どもも十分承知をしてゐるわけではございまして、これは各都道府県ごとの小・中学校それぞれ六校のサンプル調査の結果でございまして、私どももいたしましては、大蔵省、自治省が中心になり、文部省、厚生省と協力して、さらに詳細な実態をつかみたい、その実態をつかみまして上でこれに対する対策を立ててまいりたいということではございまして。

それから、基準改定の問題につきましましては、御指摘のとおり考へ方ではございまして、ただ、必要最小限度といふこの法文の字句をこの際直す必要があるかどうか、その点はさらに検討を要すると思ひますが、少なくとも時代の推移とともに最低限度が変わつてきておるといふことは、これは言えることではないかと思ひます。先ほど来申し上げておりますように、前向きで検討していただきたいと思います。

○木島委員 いわば文部省よりも市町村のほうが教育に一生懸命だといふことなんです。だから、一言にまづて言へば、超過負担が出るということなんです。文部省と同じように市町村が教育に対して熱意がないなら、補助基準どおりにやればいいかもしれません。そうすれば超過負担は出ま

ん。ところが、補助基準をきめておる文部省よりも教育に一生懸命だ、自治体の子供をよくしようと思ふから、数量差が出るのです。単価差が出るのです。ですから、そういう意味ではどうしても引き上げの検討は早急にやらなければならぬし、同時に、たとえば施行令の第二条の特別教室なんかの場合でも、一学級から五学級までは音楽教室はなくてもいいことになっていきます。ゼロになっておきます。六学級から十一学級は一。五学級は音楽教室がなくていい、六学級には音楽教室が必要であるというものの考え方です。そういうものはたくさんあります。たとえば十一学級までは図画工作教室は要らない、しかし十二学級からは一教室要る、じゃ十一学級に図工の教室が必要なくて、十二学級は必要なんだという根拠は一体何だろう。中学校でもって、たとえば美術教室は三学級から八学級までは要らない、九学級から十四学級までは要る、こうなっている。さつきあたおっしゃった、これがいわば設置基準だとおっしゃる。これは文部省として教育というものに対していささか現実的でもないし、同時に、もつと教育というものに理想を掲げて、せめて理想といわなくても、現実的なものにもう少し改定しなければならぬと思うのです。しかし、これはいまあなたが前向きに検討するとおっしゃいますから、これ以上質問いたしません、超過負担があるために、私の経験で、ある山の小学校をつくるのに、たいへんな僻地なんです、一戸から平均五万円の寄付を取ったことがある。これは僻地なら僻地ほど教育を一生懸命やらなければいかぬ、いわば過疎地でだんだん出ていくのだから、過疎地の教育はせめていい教育をし、教育という持参金をつけていかなければならぬということするのです。こういうものを見ているだけに、超過負担というものの、あるいは父母負担というものの、これについて私はこの改正を強く要望するわけでありす。

もう最後にいたしたいと思います、ついででございますから、地財法の二十七条の四は、市町村負担に属する経費で政令に定めるものは、住民に対し、直接であると間接であると問わず、その負担を転嫁してはならない、とあって、その「政令で定める」というのを受けて、地財法の施行令の十六条の三は、「政令で定めるものは、市町村の職員に給与に要する経費、市町村立の小・中学校の建物の維持、修繕費となつておつて、新しく建てる建築費は入つておらない。だから一戸五万円にもなり、これは著しく地財法二十七条の四の「住民に対し、直接であると間接であると問わず、その負担を転嫁してはならない」という同法の精神に著しく反するものと理解しますが、いかがでしょう。

○安嶋政府委員 法の趣旨をいたしましては、御指摘のとおりかと思ひます。ただ、現状についてちょっと申し上げてみたいと思ひますが、文部省で毎年行なつております地方教育費調査でございしますが、これによりますと、建築費に対する寄付金は、四十二年度から四十四年度までの調査でございしますが、漸減する傾向にはございまして、四十二年度の小・中学校施設の建築費に対する寄付金は、これが二十三億、四十三年度が二十二億、四十四年度が二十億といふふうに減少いたしております。また、建築費総額に対する寄付金率でございしますが、四十二年度が一・六％、四十三年度が一・四％、四十四年度が一・一％といふふうに漸減する傾向にはございしますが、御指摘の方向でさらに指導を強めてまいりたいと思ひます。

○木島委員 これはもう検討も検討でないものないと思ひます、率直に言つて。法の精神をもう少ししきりにも受けて政令をつくらなければいかぬと思ひます。検討じゃなしに。しかし、これは文部省だけで、いま大臣が、じゃあすから直しますと言えない、他の関係がありますからね。しかし、検討じゃなしに、交渉の段階で——交渉しますかどうかということがはつきりすれば、私はこれでやめます。

○安嶋政府委員 自治省と話し合つてみたいと思ひます。

○木島委員 これはあとあるのですけれども、理事会の決定もあるそりでありますから、後日の一般質問に残るの問題は残さしていただきたいと思ひます。

○河野(洋)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

文教委員会議録第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正

六 二 三 童児 あるが、 児童 あるが、 患者

一 一 七 者愚 患者

同 第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一 四 末 生にました 生にました

四 一 三 礼失 失礼 前半

九 二 三 前般 前般

二 四 三 ベット ベット

同 第十一号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 四 三 〇安嶋政府委員 〇安嶋政府委員

昭和四十七年五月十九日印刷

昭和四十七年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局